

一般財団法人くまもと未来創造基金コンプライアンス規程

(総則)

第1条

この規程は、職員のコンプライアンス（法令の遵守の確保及び不正な行為の防止を図ることにより公正な職務の執行を確保すること。以下同じ）について定める。

(適用範囲)

第2条

この規程は、一般財団法人くまもと未来創造基金（以下「財団」という。）のすべての職員（嘱託員 等）に適用する。

(法令知識の習得)

第3条

職員は、自らの職務を規制している法令について正しい知識を習得するように努めなければならない。

(コンプライアンスの義務)

第4条

職員は、自らの職務を規制している法令を誠実に遵守して職務を遂行しなければならない。

2

自らの職務を規制している法令が不明であるときは、社会的良識に基づいて行動しなければならない。

(行動のセルフチェック)

第5条

職員は、自らの考えや行動が法令と社会的良識に沿ったものであるかどうかを、自ら常にチェックしなければならない。

2

前項に定めるセルフチェックは、別記様式の「コンプライアンス・セルフチェックシート」によって行うものとする。

3

職員は、セルフチェックシートを常に携行するか、又は身近に置いておかななければならない。

(禁止事項)

第6条

職員は、次に掲げることをしてはならない。

- (自ら法令に違反する行為をすること
- (他の職員に対し、法令に違反する行為をすること
- (他の職員に対し、法令に違反する行為を教唆すること
- (他の職員の法令違反行為を黙認すること

(懲戒処分)

第7条

財団は、法令違反行為をした職員を懲戒処分に付する。

(免責の制限)

第8条

職員は、次に掲げることを理由として、自らが行った法令違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと法令に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 財団の利益を図る目的で行ったこと財団の利益を図る目的で行ったこと

(コンプライアンス研修会)

第9条

財団は、次に掲げる目的のため、必要に応じ、研修会を開催する。財団は、次に掲げる目的のため、必要に応じ、研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めることコンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについての正しい知識を付与することコンプライアンスについての正しい知識を付与すること

2

研修会の受講を命令された職員は、必ず受講しなければならない。研修会の受講を命令された職員は、必ず受講しなければならない。

附 則

この規程は、2020年1月1日から施行する。